

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和八年九月七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八十号

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和七年十月東京都区条例第四十二号）第二条の規定の施行期日は、令和八年十月一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八十一号

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則（昭和六十一年三月東京都北区規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

二十 王子駅北本通り自転車駐車場

第五条第三項中「及び西ヶ原駅前自転車駐車場」を削る。

第七条第二項中「及び西ヶ原駅前自転車駐車場」を削り、「おいては、」の下に

「当該」を加える。

第八条の二に次の一号を加える。

二十 王子駅北本通り自転車駐車場

別表中

王子駅明治通り自転車駐車場		当日利用		自転車	
西ヶ原駅前自転車駐車場		当日利用		午前零時から午後十二時まで	
				午前零時から午後十	

を

赤羽駅西側自転車駐車場	上中里駅前自転車駐車場	赤羽駅西口駅前自転車駐車場	赤羽駅東口自転車駐車場	赤羽東本通り自転車駐車場	北谷端公園脇自転車駐車場	赤羽駅南口第三自転車駐車場		
							当日利用	及び定期
で 十 二 時 ま							午 前 零 時 から 午 後	二 時 ま で

「

王子駅明治通り自転車駐 車場	赤羽駅西側自転車駐車場	上中里駅前自転車駐車場	赤羽駅西口駅前自転車駐 車場	赤羽駅東口自転車駐車場	赤羽東本通り自転車駐車 場	北谷端公園脇自転車駐車 場	赤羽駅南口第三自転車駐 車場	西ヶ原駅前自転車駐車場	当日利用
王子駅北本通り自転車駐 車場									自転車
								午前零時 から午後 十二時ま で	

「

に改める。

付 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八十二号

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号ニ中「第四条第一項」を「第三条第一項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第四十四号中「政令」という。～」の下に「、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号。以下この号において「省令」という。～）を加え、同号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 省令第十三条第三項の規定による歯科技工所番号の通知
第一条第六十一号ノ中「第二条の十三」を「第二条の十四」に改める。

付 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第一条第六十一号ノの改正規定は、令和九年五月二十日から施行する。

東京都北区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第八十三号

東京都北区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区歯科技工士法施行細則（平成九年三月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（歯科技工所番号の通知）

第一条の二 歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第十三条第

三項の規定による歯科技工所番号の通知は、別記第一号の二様式による。

第四条中「（別記第五号様式）」を削り、「事項を記載しなければならない」を「次に掲げる事項を記載するものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

一 開設届の收受年月日及び番号並びに開設年月日

二 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 歯科技工所の名称及び所在地

四 歯科技工所の管理者の住所及び氏名

五 歯科技工所番号

六 その他区長が必要と認める事項

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

番 号

歯科技工所番号通知書

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称及び
主たる事務所の所在地 〕

年 月 日付けで届出のあった歯科技工所について、歯科技工士法施行規則第
13条第3項の規定により、下記のとおり歯科技工所番号を通知する。

年 月 日

東京都北区長 印

記

- 1 歯科技工所の名称
- 2 歯科技工所の所在地
- 3 歯科技工所番号

別記第五号様式を削る。

付 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月十七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八十四号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則第五条第二項第一号の規定の適用について、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年十二月東京都北区条例第四十七号）付則第九項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月二十四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第八十五号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項第十号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

付 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八十六号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し中「有料粗大ごみ処理券」の下に「等」を加え、同条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第四号中「はがれる」を「剥がれる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 条例第三十五条第二項の規則で定める事項は、収集予定日及び占有者名又は電子情報処理組織を使用する方法により粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した際に指定された番号とする。

3 条例第三十五条第二項に規定する表示に当たっては、粗大ごみごとに確認しやすい箇所に表示しなければならない。

第三十六条第二項中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、「排出する廃棄物」の下に「及び条例第三十五条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により廃棄物処理手数料を納付して排出する廃棄物」を加える。

第四十条の見出しを「（粗大ごみの廃棄物処理手数料の徴収方法）」に改め、同条第一項中「により」の下に「区長が」を、「場合」の下に「又は占有者が条例第三十五条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により廃棄物処理手数料

料を納付する場合」を加え、「又は掲示」を「、掲示その他の方法」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、廃棄物処理手数料の納付をしようとする者が、電子情報処理組織を使用する方法により当該廃棄物処理手数料を納付する場合にあつては、この限りでない。

第四十三条第一項第一号中「占有者」の下に「又は電子情報処理組織を使用する方法により粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した占有者」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前項第一号又は第四号の場合において、電子情報処理組織を使用する方法により粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した占有者が、廃棄物処理手数料の還付を受けようとするときは、この限りでない。

第四十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第一項第一号又は第四号の場合において、電子情報処理組織を使用する方法により粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した占有者が、廃棄物処理手数料の還付を受けようとするときは、この限りでない。

付 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。